

# 磐田市ボランティア連絡協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、磐田市ボランティア連絡協議会(以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、磐田市国府台 57 番地 7、磐田市ボランティアセンター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、住みよいまちづくりを目指して、磐田市内の本会に所属するボランティア団体(以下団体)の相互交流、研鑽並びに連絡調整に関する事業を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、磐田市内の団体をもって組織する。

2 加入 加入申込書を事務所に提出し、理事会で審査する。

3 退会 退会届を同会会長あてに提出する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 各団体の活動支援

(2) 各団体の情報交換及び連絡調整

(3) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員の種別及び定数)

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事の中から以下のように本部役員を選出する。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 2 人

(3) 執行役員 4 人

(4) 会計 1 人

(役員の選出)

第7条 理事及び監事は各団体より選出し、総会において承認を受ける。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のように定める。

(1) 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て決めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときにはその職務を行う。

(3) 執行役員は、会長、副会長を補佐し、会の運営に寄与する。

(4) 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の決議に基づき、本会の業務の執行を決定する。

(5) 会計は、本会の会計業務を処理する。

(6) 監事は、理事及び会計の業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は再任されることができる。欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 団体長会
- (5) 委員会

2 会議の議長は会長が務める。

3 会長招集以外に、次の会議を開くことができる。

- (1) 部会 部会長が招集する。
- (2) グループ会議 グループ長が招集する。  
活動分野別の団体を「グループ」と命名する。

(総会)

第 12 条 総会は、理事と各団体からの代議員(各団体 1 名)によって構成し、年 1 回開催する。  
ただし事情により、書面表決もありうる。

2 総会は、本会の運営に関する事項の決議をする。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員の承認
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会)

第 13 条 理事会は、第 6 条に規定する役員(監事を除く)をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 新規加入団体の審査
- (5) ボランティア基金執行の審査

2 理事会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、必要に応じ理事会に出席して意見をのべることができる。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長、副会長、執行役員、会計をもって構成し、次の事項を審議・執行する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(委員会)

第 15 条 特定の事項を協議するため、本会に次の委員会を設置する。

- (1) 役員選考委員会

役員選考委員は、退任する理事の中から選出する。

(会計及び会計年度)

第 16 条 本会の経費は、交付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

この規約は平成 17 年 6 月 19 日から施行する。

附則

この規約は平成 18 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この規約は平成 19 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この規約は平成 21 年 5 月 31 日から施行する。

付則

この規約は平成 24 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この規約は平成 27 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規約は令和元年 5 月 12 日から施行する。

附則

この規約は令和 2 年 5 月 17 日から施行する。

附則

この規約は令和 3 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は令和 4 年 5 月 29 日から施行する